

平成 26 年 7 月 2 日判決言渡し 同日原本交付 裁判所書記官

平成●●年（○○）第●●号 土地所有権確認等請求事件

口頭弁論終結日 平成 26 年 4 月 23 日

判 決

原告	X
被告	Y 1
被告	国
被告	Y 2 県
	破産者株式会社 A 訴訟引受人
被告	株式会社 Y 3

主 文

- 1 被告 Y 1 は、原告に対し、別紙物件目録 1 記載（1）及び（2）の各土地について、昭和 38 年 11 月 3 日時効取得を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、原告と被告 Y 1 との間に生じた分は被告 Y 1 の負担とし、原告と
その余の被告らとの間に生じた分は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請求

- 1 主文第 1 項と同旨
- 2 被告国は、原告に対し、別紙物件目録 2 記載（3）、（7）の各土地についてされた別紙登記目録 1 記載の登記の抹消登記手続をせよ。
- 3 被告 Y 2 県は、原告に対し、別紙物件目録 2 記載（3）、（7）の各土地についてされた別紙登記目録 2 記載の登記の抹消登記手続をせよ。

4 被告株式会社Y3は、原告に対し、別紙物件目録2記載(3)、(7)の各土地についてされた別紙登記目録3記載の登記の抹消登記手続をせよ。

第2 事案の概要(以下、別紙物件目録2記載(1)ないし(7)の各土地を、それぞれ、地番により、「 番3の土地」などに表示する。)

1 本件は、原告が、 番3の土地の一部である別紙物件目録1記載(1)の土地(以下「本件係争地1」という。)及び 番7の土地の一部である同目録1記載(2)の土地(以下「本件係争地2」という。)の登記名義人である被告Y1(以下「被告Y1」という。)に対し、本件係争地1、2の時効取得を主張して、所有権に基づく妨害排除請求権として所有権移転登記手続を求めるとともに、 番3、7の土地に差押えの登記を経由する被告国に対しその抹消登記手続を、参加差押えの登記を経由する被告Y2県(以下「被告県」という。)に対しその抹消登記手続を、根抵当権設定登記を経由する被告株式会社Y3(以下「被告Y3」という。)に対しその抹消登記手続をそれぞれ求める事案である。

原告は、破産者株式会社Aを被告として上記の根抵当権設定登記抹消登記手続を求める訴えを提起したが、根抵当権が被告Y3に移転したことから、被告Y3は本件訴訟の引受けを命じられた。

2 前提事実等(認定の根拠を掲げたもののほかは当事者間に争いがない。)

- (1) 原告の夫である亡B(以下「B」という。)は、昭和35年12月15日、 番2、4の土地を、昭和38年7月12日、 番6の土地を取得した(甲3の1～3)。これらの土地と周辺の土地のおおよその位置関係は、公図(甲20、乙4)のとおりである(ただし、後記のとおり、公図と現況との間にずれがある。))。
- (2) Bは、平成15年4月1日死亡し、原告がBの所有していた土地の所有権を相続した(甲3の1～3)。
- (3) Cは、昭和34年4月14日、 番3、7の土地を、昭和38年7月

20日、 番5の土地を取得した（甲1の1～3）。Dは、これらの土地を、平成15年12月19日、相続により取得し、平成17年2月22日、有限会社E（以下「E」という。）に売却した（甲1の1～3）。

（4） Eは、平成18年6月8日、 番3、5、7の土地を被告Y1に売却した（甲1の1～3）（これによって被告Y1が本件係争地1、2も取得したか否かについては後記のとおり争いがある。）。

（5） 番3の土地と 番6の土地の筆界は、平成21年6月10日、被告Y1が申請した筆界特定手続において、別紙図面1のC10点とC11点を直線で結ぶ線であると特定された（甲8の1・2）。また、 番4の土地と 番7の土地の筆界は、同年11月9日、別紙図面1のC3点とC1点を直線で結ぶ線であると特定された（甲9の1・2）。

（6） 被告国は、 番3、7の土地につき、別紙登記目録記載1の差押登記を経由している。

（7） 被告県は、 番3、7の土地につき、別紙登記目録記載2の差押登記を経由している。

（8） 株式会社F（以下「F」という。）は、株式会社Gの被告Y1に対する貸付債権を譲り受け、被告Y1から、平成19年7月6日、 番3、7の土地について根抵当権の設定を受け、その後、被告Y3は、上記貸付債権を取得し、平成24年12月10日、上記根抵当権に係る登記を具備した（丙1の1・2、弁論の全趣旨）。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

（1） Bによる本件係争地1、2の時効取得の成否

（原告の主張）

ア Bは、昭和38年11月3日、 番2、4、6の土地上に建物を建て、その敷地（別紙図面1～3のS17、S2、C10、K1、S23、C11、CC13、S17の各点を順次直線で結んだ範囲。以下「原告

宅敷地」という。)の占有を開始し、これによって、本件係争地1、2の占有を開始した。本件係争地1の西側の境には、Bがブロック塀を建てており、本件係争地2から北側に、後にBが車庫を建てている。

イ Bは、占有の開始時において無過失であり、10年間本件係争地1、2を占有した。

(被告Y1の主張)

ア 原告の主張アは不知又は争う。

イ Bは、本件係争地1、2の占有を開始するに当たり、これらの土地を所有しているとは信じていなかった。

(2) 原告が登記なくして本件係争地1、2の取得を被告Y1に対抗することができるか否か

(被告Y1の主張)

ア 被告Y1は、Eから 番3、5、7の土地を買い取り、これによって 番3の土地の一部である本件係争地1及び 番7の土地の一部である本件係争地2を取得した。

イ Eは、時効完成後の第三者であるから、原告は、原告よりも先に本件係争地1、2についての所有権移転登記を備えたEに本件係争地1、2の所有権を対抗することができず、Eから本件係争地1、2を取得した被告Y1に対しても所有権を対抗することができない。

ウ 被告Y1は、Eから相談を受けて 番3、5、7の土地の境界の確定に協力するようになったが、Eが同土地から手を引く意向を固め、被告に同土地を引き受けてほしいと求められたことから、同土地を買い受けた。 番3、5、7の土地と 番2、4、6の土地の問題を解決するには、境界を確定することが必要不可欠であるにもかかわらず、原告が境界確定作業に協力しなかったため、被告が筆界特定手続を行ったところ、原告宅敷地の中に境界があることが判明したので、被告は、自

己の権利を主張するようになったものであり、また、被告Y1が同土地を購入してから6年余り塩漬け状態のままである。以上によれば、被告Y1は、背信的悪意者に当たらない。

(原告の主張)

ア 被告の主張アは否認する。被告Y1が購入したのは、従前C及びD（以下、この両名を併せて「Cら」という。）が占有していた部分、すなわち、同人らの自宅の敷地部分（ 番3、5、7の土地から本件係争地1、2を除いた部分）であるから、被告Y1は本件係争地1、2について無権利者である。したがって、原告は、登記なくして被告Y1に対し本件係争地1、2の所有権取得を対抗することができる。

イ（ア） 被告Y1が本件係争地1、2を取得したとしても、その当時、Bの自宅は築26年を経過していて、同様に古くから設置されていたブロック塀に囲まれていたから、被告Y1は、B及び原告が多年にわたり本件係争地1、2を占有していることを認識していた。

（イ） また、被告Y1は、本件係争地1、2を取得した当時、原告の所有地とEの所有地とで境界に争いがあることを知っていた上、番3の土地と 番6の土地との境界を確定することで原告の自宅の敷地の一部を取得し、これによって多額の転売利益を得る目的で上記の売買を行った。

（ウ） したがって、被告Y1は、背信的悪意者に当たるから、原告は、登記なくして被告Y1に対し本件係争地1、2の所有権の取得を対抗することができる。

(3) 被告Y1の主張が権利濫用に当たるか否か

(原告の主張)

被告Y1は、原告との交渉において、当初は、原告の所有地に通行地役

権を設定することを求めていたが、その後、本件係争地 1、2 について筆界特定がされると、自らが購入した土地に本件係争地 1 が含まれていないことを知っているにもかかわらず、その明渡しを求めるようになった。以上によれば、被告 Y 1 の上記主張は、権利の濫用に当たる。

(被告 Y 1 の主張)

争う。

(4) 被告国に対する請求の当否

(被告国の主張)

ア 被告 Y 1 は、E から、本件係争地 1、2 を取得した。

イ 被告国は、原告の主張する取得時効の完成後に差押えに係る登記を経由しているから、原告は、被告国にないし、登記なくして時効による本件各土地の所有権の取得を対抗できない。被告国には背信的悪意者に該当する事実は一切ない。

ウ 原告は、被告国に対し、 番 3、7 の土地全体に係る各差押登記の抹消を求めるが、原告は、本件係争地 1、2 の所有権取得原因事実を主張するのみで、 番 3 の土地のうち本件係争地 1 以外の部分及び 番 7 の土地のうち本件係争地 2 以外の部分が原告の所有に属するとは認められないから、これらの部分について被告国の差押登記の抹消を求めることはできない。

(原告の主張)

否認ないし争う。

(5) 被告県に対する請求の当否

(被告県の主張)

ア 被告 Y 1 は、E から、本件係争地 1、2 を取得した。

イ 被告県は、原告の主張する取得時効の完成後に参加差押えに係る登記を経由しているから、原告は、被告県にないし、登記なくして時効によ

る本件各土地の所有権の取得を対抗できない。被告県には背信的悪意者に該当する事案は一切ない。

ウ 原告は、被告県に対し、 番 3、7 の土地全体に係る各参加差押登記の抹消を求めるが、原告は、本件係争地 1、2 の所有権取得原因事実を主張するのみで、 番 3 の土地のうち本件係争地 1 以外の部分及び 番 7 の土地のうち本件係争地 2 以外の部分が原告の所有に属するとは認められないから、これらの部分について被告県の参加差押登記の抹消を求めることはできない。

(原告の主張)

否認ないし争う。

(6) 被告 Y 3 に対する請求の当否

(被告 Y 3 の主張)

ア F は、原告の主張する取得時効の完成後に本件係争地 1、2 を含む 番 3、7 の土地に本件根抵当権の設定を受け、その後、被告 Y 3 は本件根抵当権に係る登記を具備したから、原告は、登記なくして時効による本件各土地の所有権の取得を対抗できない。被告 Y 3 には背信的悪意者に該当する事実は一切ない。

イ 原告は、被告 Y 3 に対し、本件係争地 1、2 の所有権をもって、 番 3、7 の土地についての本件根抵当権設定登記の抹消を求めるが、本件係争地 1、2 は、それぞれ 番 3、7 の土地の一部に過ぎず、分筆もされていないから、本件根抵当権の抹消登記手続請求ができるはずはない。

(原告の主張)

否認ないし争う。

第 3 当裁判所の判断

1 事実経過

前記前提事実に証拠（甲 37、40、44、乙 6、7、証人 H、原告本人、被告 Y1 本人）及び弁論の全趣旨を総合すれば、以下の事実が認められる。

- (1) B は、昭和 35 年 12 月 15 日、 番 2、4 の土地を、昭和 38 年 7 月 12 日、 番 6 の土地を取得した。
- (2) B は、昭和 38 年 11 月 3 日、 番 2、4、6 の土地上に建物を建て、その西側（ 番 3 の土地側）には、別紙図面 1 の K1 点と S23 点を結ぶ直線に沿って竹で作った柵を設置し（甲 35 写真①）、間もなくそこにブロック塀を設置し（甲 35 写真②）、その後、昭和 55 年に家を建て替えた際、現在のブロック塀及びフェンス（甲 11 写真①②、甲 15 写真①、甲 38 写真⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺）に作り替え、これを境として本件係争地 1 を占有している。また、B は、昭和 38 年に自宅を建築したときから自宅の建物の南側の、敷地の入口付近である本件係争地 2 を占有しており、昭和 55 年頃には、本件係争地 2 付近に、別紙図面 1、2 のとおり門柱やブロック塀を設置し、昭和 62 年頃、門柱の東側に車庫を建設するなどした（甲 11 写真③～⑤、甲 38 写真⑨、⑩、⑫、⑬）。B は、このようにして、本件係争地 1、2 を含む原告宅敷地の占有を続けたが、そのことに、隣地である 番 3、5、7 の土地を所有する C から異議が出たことはなかった。
- (3) D は、平成 15 年 12 月 19 日、C から、 番 3、5、7 の土地を相続した。
- (4) I の屋号で土地の造成工事等の業務を営んでいる被告 Y1 は、 番 3、5、7 の土地が売り出されているのを知り、同土地は 2 区画に分割すればかなりの売り物になると考えて、これを E に紹介した。同社は、同土地について境界の確定がされていないことを被告 Y1 から聞いたが、売主側の仲介業者との交渉などを被告 Y1 に任せ、平成 17 年 2 月 22 日、転売目的で、D から同土地を購入した（同土地について、同日譲渡担保を原因と

して、Fに対する所有権移転登記がされたが、これは、後記のとおり同土地について被告Y1に対する所有権移転登記手続がされた平成18年6月8日、解除された。）。同土地は、入口が狭いことなどから、比較的安値で売却された（甲13、39）。

(5) 被告Y1は、平成17年5月頃、土地家屋調査士のH（以下「H調査士」という。）に対し、 番3、5、7の土地について、公図と現況が一致しないようだなどとして測量を依頼した。H調査士は、同土地の測量をして、同土地周辺の土地は現況が公図から一列ずつずれるようになっていると認識した。

(6) 被告Y1は、 番3、5、7の土地を2区画に分割することを計画していたが、同土地は入口の通路部分が狭くなっていて（甲15写真②、甲38写真⑭～⑰）、そのままでは2区画に分割することができないことから、原告との間で、 番3、5、7の土地の東側部分（原告宅敷地の西側のブロック塀に接する部分）と原告宅敷地のうち 番3、5、7の土地の入口に接する部分を交換して、 番3、5、7の土地を2区画に分割することができる広さの入口を確保することを考え、平成17年7月頃、H調査士に検討を依頼した（甲29）。H調査士は、その趣旨に沿った協定書案（甲41、45）を作成し、原告、被告Y1及び 番1の土地の所有者であるJ（甲4）に交付したが、費用の負担で折り合いが付かなかった。

(7) Eは、 番3、5、7の土地の境界の確定等に時間が掛かりそうなことから、被告Y1にその買取りを求め、平成18年6月8日、同土地を被告Y1に売却した（甲1の1～3）。

(8) 被告Y1は、K弁護士らに委任し、平成19年4月4日、原告に対し、被告Y1が取得した 番3、5、7の土地からは原告所有の 番4の土地を通行しなければ行動に出ることができないとして、通行地役権の設

定を求める旨の書面（甲５）及び境界の確定を求める旨の書面（乙１、２）を送付した。これに対し、原告代理人のＬ弁護士は、同月１６日付けで、今後も囲繞地通行権を認めるつもりであるから通行地役権を設定する必要はないなどとする書面（甲２１の１・２）を送付した。

（９） 被告Ｙ１は、Ｍ弁護士（以下「Ｍ弁護士」という。）に委任し、平成１９年１０月４日、原告代理人に対し、 番１～７の土地の境界は明確ではなく、被告Ｙ１が認識している境界は原告の自宅の建物の下を通っており、これを前提とすると、原告は被告Ｙ１所有の 番３の土地を権原なく占有していることになるから、各土地の境界を確定させて現状の利用状況に応じて土地の分筆等をしたいなどとする書面（甲７、８）を送付した。その後、原告代理人とＭ弁護士とで、図面のやりとりをしたり、面談をしたりして交渉がされたが（甲２２～２６）、被告Ｙ１はＭ弁護士を解任した。

（１０） 被告Ｙ１は、平成２０年８月２１日、 番３の土地と 番６の土地との筆界特定の申請をし、このとき、両土地の筆界は原告の自宅の建物の下を通っている旨の主張をした（甲３２の１～４）。これらの土地の筆界は、平成２１年６月１０日、別紙図面１のＣ１０点とＣ１１点を直線で結ぶ線であると特定された（甲８の１・２）。さらに、被告Ｙ１の申請に基づき、平成２１年１１月９日、 番４の土地と 番７の土地の筆界は別紙図面１のＣ３点とＣ１点を直線で結ぶ線であるとの特定がされ（甲９の１・２）、平成２２年９月１日、 番５の土地と 番３の土地の筆界は別紙図面１のＫ１点とＫ２点を直線で結ぶ線であり、 番５の土地と 番１の土地の筆界は別紙図面１のＫ３点とＫ４点を直線で結ぶ線である旨の特定がされた（甲３３）。

（１１） 被告Ｙ１は、平成２２年３月３０日、原告代理人に対し、筆界特定の結果に基づいて、原告が占有している被告Ｙ１の所有地の明渡しを求める

旨の書面（甲１０）を送付した。

２ 原告の被告Ｙ１に対する請求の当否について

（１） Ｂによる本件係争地１、２の時効取得の成否（争点（１））について

ア 前記認定事実によれば、Ｂは、 番２、４、６の土地を取得し、昭和３８年１１月３日、同土地上に自宅の建物を建て（甲３４）、その敷地の西側の境界に竹で作った柵、さらにはブロック塀を設置するなどして、本件係争地１、２を含む自宅の建物の敷地の占有を開始し、１０年後の昭和４８年１１月３日の時点においても本件係争地１、２を占有していたものと認められる。

イ また、隣地所有者のＣらが、Ｂが本件係争地１、２を占有することに異議を出したことはなく、同土地は原告の所有地と認識していたことがうかがわれることからすれば、Ｂには、占有の開始時において、本件係争地１、２がＢの所有に属すると信じており、そのことについて過失がなかったと認められる。

（２） 原告が登記なくして本件係争地１、２の取得を被告Ｙ１に対抗することができるか否か（争点（２））について

ア 被告Ｙ１が本件係争地１、２を取得したか否かについて

（ア） 原告は、Ｃらはその自宅（以下「Ｃ宅」という。）の敷地部分がその所有地であると認識し、それをＥに売却したから、Ｃ宅の敷地になっていない本件係争地１、２を自己の土地とは認識しておらず、被告Ｙ１も同様の認識であったから、本件係争地１、２は被告Ｙ１が購入した土地に含まれていない旨の主張をする。

（イ） しかし、原告は、ＤとＥとの間の売買契約及びＥと被告Ｙ１との間の売買契約の内容について具体的に主張するものではない上、番３、７の土地のいずれについてもＤからＥ、さらには被告Ｙ１への所有権移転登記が経由されているのであるから、ＤとＥとの間の売買

契約及びEと被告Y 1 との間の売買契約はいずれも 番 3、7 の土地の全部を対象とするものであったものと認めるのが相当であるから、被告Y 1 は本件係争地 1、2 を取得したものと認められる。

イ 被告Y 1 が背信的悪意者に当たるか否かについて

(ア) 前記認定事実によれば、被告Y 1 は、 番 3、5、7 の土地を取得するに当たり、現地を見分しているのであるから、その隣地に原告の自宅の建物が建てられていることや、その敷地の西側の境にブロック塀が建てられているなどの原告宅敷地の占有状況を認識していたものであり、原告の自宅の建物は昭和 55 年新築（平成 17 年当時で築後約 25 年）で、原告が相当な期間同所に居住していたことは明らかであったというべきであるから、原告が多年にわたり本件係争地 1、2 を含む原告宅敷地を占有していることを認識したものと認められる。

(イ) また、前記認定事実によれば、被告Y 1 は、土地の造成工事等の業務を営んでおり、 番 3、5、7 の土地をEに紹介して同土地に関わるようになって、当初から同土地周辺は公図と現況が一致していないと認識していたものである。そして、被告Y 1 から同土地の測量の依頼を受けたH調査士は、測量の結果、同土地は公図から一列ずつずれるようになっていると認識しており、さらに、被告Y 1 は、平成 19 年 4 月、弁護士を通じて、原告代理人に対し、被告Y 1 が認識している境界は原告の自宅の建物の下を通っていることになるなどとする図面などを送付し、平成 20 年 8 月、同様の主張をして、 番 3 の土地と 番 6 の土地との筆界特定の申請をしている。これらによれば、被告Y 1 は、H調査士の測量がされた後には、 番 3 の土地と 番 6 の土地の境界が原告宅敷地の中にあり、原告の自宅の建物の下を通っている可能性があることを認識

していたものと認めるのが相当である。

- (ウ) 番 3、5、7 の土地及びその周辺の土地においては、境界と現況が大きくずれているから、権利関係を整理するには、現状の占有状況を前提として、関係者の話合いによることが考えられるところであり、H調査士もこれと同旨の供述をするほか、被告 Y 1 が委任した M 弁護士も、そのような方法での解決を提案しており（甲 7）、被告 Y 1 も、当初は、現状の占有状況を前提に、原告との間で土地の一部を交換して、番 3、5、7 の土地の入口を確保することを考えていたものである。

前記認定のとおり、被告 Y 1 と原告との間の、土地の一部を交換して番 3、5、7 の土地の入口を確保するための交渉が不調に終わっていたところ、不動産業者である被告 Y 1 としては、番 3、5、7 の土地を 2 区画に分割して売却し利益を上げる必要があり、そのためには、同土地の入口部分を確保するために原告との交渉により土地を取得する必要があったことを考えると、被告 Y 1 が、前記のような提案をしていた M 弁護士を解任し、以後、番 3、5、7 の土地及びその周辺の土地について、現状の占有状況を前提とした解決を提案することなく、筆界特定手続により特定された筆界に基づき、原告に対し本件係争地 1 の明渡しを求めるようになったのは、番 3、5、7 の土地の入口部分を確保するための原告との交渉を有利に進めるために、同土地及びその付近の土地の境界が現況と一致していないことを利用しようとしたことによるものであると考えられる。

また、E は、番 3、5、7 の土地を比較的安値で取得しており、被告 Y 1 もその点は同様と認められるところ、同土地の入口を広くして 2 区画にすることができれば、同土地の価格もそれに応じて高くなるというべきであるから、被告 Y 1 は、上記の交渉を有利に進めるこ

とにより、同土地を高値で売却することを考えていたものと認められる。

- (エ) 以上によれば、被告Y 1には、本件係争地1、2について原告の登記の欠缺を主張することが信義に反するものと認められる事情が存在するといふべきであるから、原告は、被告Y 1に対し、本件係争地1、2について、登記なくしてその時効取得を主張することができる。

3 被告国に対する請求の当否（争点（4））について

前記のとおり被告Y 1は本件係争地1、2を取得したものと認められ、被告国は原告の主張する取得時効の完成後に差押えに係る登記を経由しているところ、原告は、被告国にないし、登記なくして時効による本件各土地の所有権の取得を対抗できない。登記を経由した者がいわゆる背信的悪意者の法理によって民法177条の「第三者」から排除されるか否かは、相対的に考えるべきであるところ、原告は、被告国が背信的悪意者に該当することを基礎付ける事実を主張、立証するものではなく、被告国が背信的悪意者に当たるものとは認められない。

したがって、原告の被告国に対する請求には理由がない。

4 被告県に対する請求の当否（争点（5））について

前記のとおり被告Y 1は本件係争地1、2を取得したものと認められ、被告県は原告の主張する取得時効の完成後に参加差押えに係る登記を経由しているところ、原告は、被告県にないし、登記なくして時効による本件各土地の所有権の取得を対抗できない。登記を経由した者がいわゆる背信的悪意者の法理によって民法177条の「第三者」から排除されるか否かは、相対的に考えるべきであるところ、原告は、被告県が背信的悪意者に該当することを基礎付ける事実を主張、立証するものではなく、被告県が背信的悪意者に当たるものとは認められない。

したがって、原告の被告県に対する請求には理由がない。

5 被告Y3に対する請求の当否（争点（6）について）

前記のとおり被告Y1は本件係争地1、2を取得したものと認められ、Fは原告の主張する取得時効の完成後に本件係争地1、2を含む 番3、7の土地に本件根抵当権の設定を受け、その後、被告Y3は本件根抵当権に係る登記を具備したから、原告は、登記なくして時効による本件各土地の所有権の取得を対抗できない。登記を経由した者がいわゆる背信的悪意者の法理によって民法177条の「第三者」から排除されるか否かは、相対的に考えるべきであるところ、原告は、被告Y3が背信的悪意者に該当することを基礎付ける事実を主張、立証するものではなく、被告県が背信的悪意者に当たるものとは認められない。

したがって、原告の被告Y3に対する請求には理由がない。

6 結論

以上のとおり、原告の被告Y1に対する請求には理由があるが、原告の被告国、被告県及び被告Y3に対する請求には理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第9民事部

裁判官 岡田 伸太